

千葉県埋蔵文化財取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）並びに千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第6号）及び千葉県教育委員会教育長通知（平成4年3月30日付教文第642号及び平成11年3月31日付教文第1001号、平成18年3月29日付教文第960号）に基づき、本市における埋蔵文化財の保護及びその取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外（以下「土木工事等」という）の目的で、埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする者をいう。
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地 第4条の規定により埋蔵文化財が存在すると判断された区域で千葉県教育委員会（以下「市教委」という。）及び千葉県教育委員会（以下「県教委」という。）の調整より県教委が法95条第1項の埋蔵文化財包蔵地として決定した範囲及び市教委の埋蔵文化財担当職員（以下「担当職員」という。）の現地調査等により埋蔵文化財が新たに発見され、所定の手続きを経て埋蔵文化財包蔵地として決定された範囲をいう。
- (3) 事前調整 開発計画に先立ち、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な進捗を図るため、その取扱いについて事前に協議することをいう。
- (4) 現地調査 地表面の観察で埋蔵文化財の所在状況を把握する作業をいう。
- (5) 試掘 埋蔵文化財の所在の有無の把握及び周知の埋蔵文化財包蔵地における遺構又は遺物の遺存状態の判断のために行う作業をいう。
- (6) 発掘調査 記録保存のための確認調査又は本調査をいう。
- (7) 確認調査 埋蔵文化財の範囲、性格、内容等を把握するための調査をいう。
- (8) 本調査 住居跡その他の遺構及び出土遺物について詳細な記録を作成するための調査をいう。
- (9) 工事立会 周知の埋蔵文化財包蔵地において、発掘調査を実施することが困難な場合に担当職員が立ち会うことをいう。
- (10) 慎重工事 周知の埋蔵文化財包蔵地において、発掘調査及び工事立会いの必要がないと判断された場合において、事業者が埋蔵文化財に留意しながら慎重に工事を実施することをいう。

(埋蔵文化財として扱う範囲)

第3条 埋蔵文化財として扱う範囲は、次の各号に掲げるものを除いて、原則として中世までの遺跡とする。

- (1) 近世の遺跡で城館跡、陣屋跡、牧跡、塚その他学術価値が高いもの
- (2) 近現代の遺跡で、市教委が特に重要と認めるもの

(埋蔵文化財が所在すると判断される区域)

第4条 埋蔵文化財が所在すると判断される区域は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 千葉県埋蔵文化財分布地図及び千葉市遺跡地図（以下「遺跡地図」という。）（以下「分布地図等」と総称する。）において遺跡として掲載され、第5条第5号に規定された区域を除いた区域
- (2) 貝塚、古墳、横穴、その他の墓、塚、城館跡、牧跡、その他の遺跡で、遺構の存在が視認できる区域
- (3) 土器、石器その他の遺物の散布が多く、住居跡その他の遺構の存在する可能性が高いと判断される区域
- (4) 切土断面又は掘削平面に遺構が露呈している区域
- (5) 過去の発掘調査により遺構又は遺物が検出された区域の隣接地で、地形その他の状況から明らかにその分布が及んでいると判断される区域
- (6) 担当職員の試掘の結果、明確な遺構が検出された区域又は多量の遺物の出土によって住居跡その他の遺構の存在する可能性が高いと判断される区域

(現状では埋蔵文化財が確認されないと判断される区域)

第5条 現状では埋蔵文化財が確認されないと判断される区域は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 分布地図等において遺跡として掲載されている区域以外で、担当職員による現地踏査、試掘又はその他の作業により遺構又は遺物が確認されない区域
- (2) 分布地図等において遺跡として掲載されている区域以外で、海又は湖沼を埋め立てた区域及び現在河川敷となっている区域
- (3) すでに市教委又は県教委から現状では埋蔵文化財の所在が確認されない旨の回答がなされている区域
- (4) 分布地図等において、消滅と記載され青色で表記されている区域
- (5) 分布地図等において遺跡として掲載され、又は過去に埋蔵文化財が所在すると判断された区域で、すでに掘削又は削平により埋蔵文化財がすべて消滅している区域及びすべて発掘調査が完了している区域

(周知の埋蔵文化財包蔵地)

- 第6条 市教委は、第4条の規定により、埋蔵文化財が所在すると判断された区域について、県教委が周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するにあたり、その所在及び範囲について調整を行うものとする。
- 2 市教委は、市内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地の性格、範囲その他内容を明示した遺跡地図その他の資料の整備に努めるとともに、新たな埋蔵文化財包蔵地の発見により、埋蔵文化財の範囲等に変更が生じた場合は、速やかに県教委と調整するものとする。
 - 3 市教委は、周知の埋蔵文化財包蔵地について県教委と分布地図等その他の資料に関し、同一内容のものを保有するよう務め、かつそれらの資料を常時閲覧可能な状態で管理し、その周知徹底を図るものとする。

(開発事業との調整)

- 第7条 市教委は、埋蔵文化財の保護を図るためには事業者の理解と協力が不可欠であることを認識し、事業計画を把握した上で、埋蔵文化財を保護する重要性を事業者十分に説明し、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整に努めるものとする。
- 2 市教委は、公共団体・公的団体等の開発事業の早期把握を図るため連絡調整のための体制整備に努めるものとする。
 - 3 市教委は、事業者から文化財保護法に基づく届出及び通知の提出に先立ち、埋蔵文化財の取り扱いについて文書（第1号様式）その他による確認又は協議を求められた時は、速やかに協議に応じるものとする。

(現地踏査)

- 第8条 市教委は、事業者から協議の申し出を受けたときは、速やかに事業者の同意を得て、現地踏査を実施することができる。
- 2 現地踏査は、原則として事業者に立会いを求め、事業者その他の関係者の十分な理解を得るとする。

(試掘)

- 第9条 試掘は、事業者立会いの上、原則として市教委が実施する。ただし、事業者の協力によりバックホウその他重機等の使用が可能な場合には、それらを導入することより作業の効率化を図るものとする。

(回答)

- 第10条 第7条第3項により提出された文書について、市教委は迅速に回答するものとする。

(開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて)

- 第 11 条 第 10 条の回答により、その取扱いについて事業者から協議があった場合、市教委は速やかに、事業計画と埋蔵文化財の取扱いについて調整を図るものとする。
- 2 市教委は、事業者が現状保存又は建築物その他の工作物、盛土及び埋土の下に遺構及び遺物を保存する場合は、埋蔵文化財及び土木工事等による発掘の範囲内容その他の記録を適切に保管し、管理するとともに、将来新たな開発事業の実施に際しても適切な措置を講ずるため、事業者、土地所有者その他の関係者と保存に関する協定を締結するものとする。
 - 3 周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業について、事前調整の結果、埋蔵文化財を現状保存することが困難と判断された場合には、土木工事等の内容、埋蔵文化財の内容その他の状況により、市教委は、事業者に発掘調査、工事立会又は慎重工事のいずれかの取扱いを指示するものとする。

(発掘調査)

- 第 12 条 発掘調査を要する場合は次の各号に掲げるとおりにする。
- (1) 土木工事等により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合
 - (2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、土木工事等によって埋蔵文化財に影響が及ぶおそれのある場合
 - (3) 一時的な盛土及び工作物の設置であっても、地下の埋蔵文化財に影響が及ぶおそれのある場合
 - (4) 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が破損したに等しい状態となる場合
- 2 発掘調査にあたっては、事業者はその範囲、調査期間、経費その他の必要な事項を提示し、十分な理解と協力を求めるものとする。

(工事立会)

- 第 13 条 工事立会とする場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 対象区域が狭小で、通常の発掘調査が実施できない場合
 - (2) 土木工事等が軽微で、埋蔵文化財への影響が局限されると判断される場合
 - (3) 地形、遺跡又はその他の状況から、発掘調査の安全を確保することが著しく困難と判断される場合
- 2 工事立会により遺構又は遺物が確認された場合は、必要な記録その他の適切な処置を講ずるものとする。

(慎重工事)

第 14 条 慎重工事とする場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) すでに実施された土木工事等による発掘により埋蔵文化財が破損を受けた範囲内での工事で、埋蔵文化財に新たな影響が生じないと判断される場合
- (2) 担当職員による試掘の結果、遺構又は遺物が確認されなかった場合

(周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘及び遺跡の発見に係る届出の受理、指示等)

第 15 条 法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘にかかる届出は、埋蔵文化財発掘の届出（第 2 号様式）によるものとする。

- 2 法 96 条第 1 項に規定する遺跡の発見に係る届出は、遺跡発見の届出（第 3 号様式）によるものとする。
- 3 第 1 項、第 2 項の規定による届出に対し、受理後、速やかに、現地踏査及び試掘を行い、第 11 条第 2 項及び第 12 条から第 14 条に基づき指示（第 4 号様式から第 5-2 号様式）するものとし、併せて県教委へ指示（写し）を添えて報告（第 6 号様式及び第 7 号様式）するものとする。
- 4 遺跡の発見に係る届出に関し、法第 96 条第 2 項に規定する停止命令等の措置を命ずるために必要な基準は、別に定める。
- 5 第 3 項の規定による指示により実施する発掘調査は、第 19 条から第 22 条の規定によるものとする。

(周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘及び遺跡の発見に係る通知の受理等)

第 16 条 県教委に提出することとされている法第 94 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘にかかる通知、及び法第 97 条第 1 項の規定する国等の機関による遺跡の発見に係る通知は、県の所定の様式（以下「所定書式」という。所定書式 2 及び所定書式 3）によるものとする。

- 2 前項に規定による通知は、受理後、速やかに県教委に進達（第 8 号様式及び第 9 号様式）するものとする。

(埋蔵文化財の発掘に係る届出の受理等)

第 17 条 法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財の発掘に係る届出は、所定書式（所定書式 1）のによるものとし、受理後、速やかに県教委に進達（第 10 号様式）するものとする。

(地方公共団体による埋蔵文化財の発掘等)

第 18 条 市教委が、法第 99 条第 1 項の規定による埋蔵文化財の発掘をする必要を認めた場合には、実施後、県教委へ所定書式（所定書式 4）をもって報告するものと

する。

- 2 出土品については、法 100 条第 1 項の規定により警察署長に文化財を発見した旨を通知（第 11 号様式）するとともに、写しを添えて県教委へ報告（第 12 号様式）するものとする。

（確認調査）

第 19 条 第 11 条第 3 項の規定により、発掘調査が必要と判断された場合は、原則として本調査を実施する前に確認調査を実施するものとする。ただし古墳、塚、横穴等のように地上に痕跡が顕在している遺跡にあつては確認調査を省略することができるものとする。

- 2 確認調査は、遺構及び遺物の密度、遺構確認面又は遺物包含層の数及び深度その他の状況を調査するものとする。
- 3 市教委は、確認調査の結果に基づき、事業計画と埋蔵文化財の取扱いとの調整、本調査の範囲及び要否の決定並びに経費及び期間を算定するものとする。
- 4 確認調査は、トレンチ又はグリッドによることを原則とするが、対象区域の面積が、1,000 m²以下又は隣接地の発掘調査その他の状況から遺構の存在が対象区域全域に及ぶことが確実に予想しうる場合においては、事業者との調整により、全面表土除去による確認調査を行うことができるものとする。

（本調査の対象となる遺構）

第 20 条 本調査の対象の遺構は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）住居跡、建物跡、墓、貯蔵用その他の土坑、溝跡、炉跡、その他の人為的所産であるもの
- （2）旧石器時代、縄文時代草創期・早期・晩期・弥生時代前期・中期前半その他の遺構の検出が希な時代に属する遺物包含層
- （3）祭祀、生産、廃棄その他の特別な性格を有する遺物集積

（本調査の要否の決定）

第 21 条 本調査の要否の決定は「埋蔵文化財保護と発掘調査の円滑化について（通知）」（平成 10 年 9 月 29 日付け庁保記第 75 号発文化庁次長。）別紙 2 及び千葉県適用基準（別表）に準じ、確認調査結果及び土木工事等の内容を勘案して、決定するものとする。

- 2 本調査の実施にあたっては、建築物その他の工作物及び盛土の下において遺構及び遺物を比較的良好な状態で残すことができる場合は、合理的な範囲に止めるものとする。

(本調査範囲の決定)

第 22 条 前条に規定する本調査を実施する範囲は、次項以下に掲げるとおりとする。

- 2 遺構 1 基のみ検出の場合においては、遺構及びその周辺のみを対象とし、その範囲は、遺構外周から当該遺構の短辺（径）の 2 分の 1 までの距離とするが、その値 1 m 未満のときは 1 m とする。
- 3 遺構の分布密度が希薄な場合においては、各遺構及びその周辺のみを対象とし、その範囲は前項同様とする。
- 4 遺構の分布密度が濃密な場合においては、遺構分布範囲全体を対象とし、その範囲は、検出された遺構のうち最も外側のもの相互を結ぶ線の内側とする。ただし、遺構分布状況を勘案して、遺構未検出のトレンチ（グリット）を超えない範囲内で拡張することができる。
- 5 全面表土除去を行った場合においては、検出された遺構の外側 5 m を結ぶ線の内側までを範囲とする。
- 6 連続する田畑、近世の都市及び集落を構成する道路その他の遺構で、一部の遺構のあり方から全体が推定できる場合においては、当該遺跡群を把握するための必要最小限の範囲とする。
- 7 遺物包含層のみ検出の場合においては、各トレンチ又はグリット毎に遺物点数を把握した上で、出度量の多い地点に限り、必要最小限の範囲とする。

(保管証の提出)

第 23 条 発掘調査により発見された土器・石器等（以下「出土品」という。）は、市教委及び県教委が当該出土品の調査・研究・公開その他の活用のため必要があると認められた場合に、当該出土品の発見者の責任において保管することができるものとする。

- 2 前項の規定により出土品を保管する場合においては、遺失物法第 1 条第 1 項の規定により埋蔵物として差し出したことを証する埋蔵物発見届（第 13 号様式）の写しを添えて、市教委に埋蔵文化財保管証（第 14 号様式）を提出するものとする。

(文化財の認定)

第 24 条 文化財として認定する埋蔵物は、旧石器時代から近世までの時代を対象とし、別に定める保存・活用の必要性・可能性のある出土品の区分に関する基準（以下「活用基準」という。）第 2 条①から⑤の一に該当するものを原則とする。ただし、第 3 条第 2 号の規定により近現代の遺構を埋蔵文化財として取り扱う場合は、当該時代までを対象とする。

(鑑査)

第 25 条 法第 101 条の規定により千葉県警察本部から提出された埋蔵物については、

法第 102 条第 1 項に基づき鑑査を行い、警察署長へ文化財の認定について通知（第 15 号様式）するとともに、認定通知写しに埋蔵物発見届・保管証写しを添えて県教委に報告(第 16 号様式)するものとする。

（市に帰属した文化財の保管・管理）

第 26 条 市に帰属することとなった文化財については、千葉市埋蔵文化財調査センターにおいて適切に保管し、管理するものとする。

- 2 千葉市埋蔵文化財調査センターにおいて、今後とも出土品を適正に保存し、活用を図るため、活用基準に準拠するとともに、分類作業実施要項を別に定める。
- 3 市に帰属した文化財は、速やかに活用基準に基づき、区分作業を行い、分別後、登録台帳に記載するものとする。

（進達文書）

第 27 条 第 16 条及び第 17 条により県教委へ進達することになっている所定様式は、埋蔵文化財の取扱いに関する要綱(平成 12 年 3 月 30 日付千葉県教委委員会教育長裁定)による。

（その他）

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、埋蔵文化財の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

- ① 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。
- ② 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であってもその重さによって地価の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合は、発掘調査を行うものとする。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないのであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることが適切ではないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層(工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層)の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましい。

- ③ 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損傷したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質・内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施行後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○道路等 次に掲げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

- (ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等
- (イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分
- (ウ) 道路構造令に準拠していない農道、私道
- (エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設として将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道路に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川 ダムについては堤対及び貯水池、河川については堤防敷き及び河川敷の内の低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計

画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

- 恒久的な盛土・埋立　盛土・埋立については、その施工後の状況が、必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることとする。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛り土等の厚さの標準は2～3メートル程度が適当である。

なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

- 建築物　建築物については、規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

- ① 対象地域が狭小で通常が発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を破壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

- ② 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡を取るよう求めるものとする。

別表

| 種別 | | 取扱い | |
|---|---------|---|--|
| 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合 | | 遺構確認面等から30cm程度の保護層が確保されない場合は本調査 | |
| 一時的な盛土及び工作物の設置の場合であっても、地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合 | | 同上及び当該地の地質、土壌、重量、設置期間その他の条件を勘案し、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合は本調査 | |
| 恒久的な工作物の設置場合 | 道路等 | 一般的な工事用道路 | 将来側道として使用が計画されている場合及び掘削範囲と遺構確認面等までの間に30cm程度の保護層が確保されない場合は本調査 |
| | | 植樹帯 | 付帯工事による掘削範囲と遺構確認面等までの間に30cm程度の保護層が確保されない場合は本調査 |
| | | 歩道 | 掘削範囲と遺構確認面等までの間に30cm程度の保護層が確保されない場合及び将来上下水道管、ガス管その他の埋蔵物が埋設されることが予想される場合は本調査 |
| | | 高架・橋梁の橋脚を除く部分 | 付帯工事による掘削範囲と遺構確認面等までに30cm程度の保護層が確保されない場合又は当該地区が施設完了後に発掘調査が不可能となる場合には本調査 |
| | | 道路構造令に準拠しない農道、私道 | 舗装工事その他の付帯工事により掘削範囲と遺構確認面等までに30cm程度の保護層が確保されない場合は本調査 |
| | | 道路の拡幅、改修の場合の既存道路部分 | 改修に伴い新たな掘削が生じる場合は本調査 |
| | ダム | 常時満水時より高い地区 | 施設としての将来的な利用その他の計画により、工事による掘削範囲と遺構確認面等までの間に30cm程度の保護層が確保されない場合は本調査 |
| | 河川 | 高水敷地区 | 同上 |
| | 盛土・埋立 | 3m以上 | 本調査 |
| | | 3m未満 | 本調査不要。ただし、土壌改良その他の土地の改変を行う場合、古墳その他の遺構が地表に顕在している場合、将来埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある構築物が建設されることが予定されている場合並びに当該地の土質及び盛土・埋立の重さを勘案し埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合は本調査 |
| | 野球場・競技場 | | 施設としての将来的な利用その他の計画により、工事による掘削範囲と遺構確認面までの間に30cm程度の保護層が確保されない場合は本調査 |
| | 駐車場 | | 掘削範囲と遺構確認面までの間に30cm程度の保護層が確保されない場合は本調査 |
| 建築物 | | 同上。ただし、将来の増築その他の計画により埋蔵文化財に影響が及ぶと判断される場合及び埋蔵文化財に影響が及ぶ部分とそうでない部分が著しく交錯する場合は本調査 | |

